

平成24年5月10日

法曹の養成に関するフォーラム 論点整理（取りまとめ）

(目 次)

第 1	法曹有資格者の活動領域の在り方	1
第 2	今後の法曹人口の在り方	8
第 3	法曹養成制度の在り方	
1	法曹養成制度の理念と現状	
(1)	プロセスとしての法曹養成	10
(2)	法曹志願者の減少	12
(3)	法曹の多様性の確保	14
(4)	法曹養成課程における経済的支援	15
2	法科大学院について	
(1)	教育の質の向上	17
(2)	定員、設置数	20
(3)	認証評価	23
(4)	法学未修者の教育	24
3	司法試験について	
(1)	受験回数制限	27
(2)	方式・内容	29
(3)	合格基準・合格者決定	32
(4)	予備試験制度	35
4	司法修習について	
(1)	法科大学院教育との連携	37
(2)	司法修習の内容	39
5	継続教育について	41

第1 法曹有資格者の活動領域の在り方

【本論点の説明】

司法制度改革審議会意見書では、「法の支配」を全国あまねく実現するため、弁護士の地域的偏在の是正が必要であるとともに、弁護士が、公的機関、企業、国際機関等社会の隅々に進出して多様な機能を発揮する必要があると指摘された。

これを踏まえ、法曹有資格者の活動領域の拡大の状況や法曹に対する需要の現状及びこれまでの取組の状況等を検討し、そこで明らかになった課題を整理しつつ、弁護士地域的偏在の解消等そのニーズに即した活動領域の在り方や、弁護士を始めとする法曹有資格者（※）の需要が見込まれる官公庁、企業、海外展開等への活動領域拡大のための方策について検討する必要がある。

（※）司法試験合格者を指し、必ずしも弁護士資格を取得している者に限定されない。

【本論点の検討状況】

1 関係者からのヒアリング及び委員からの発表

(1) 法律事務所における活動について

- 中小規模の法律事務所では、優秀な弁護士を採用し、事務所のレベルアップを図りたいと考えている一方で、現状からすると、新人弁護士を多数採用する余裕はない。法律事務所全体の求人数は減少してきており、現状は明らかに弁護士となる司法修習生の供給過剰の状態である。

もっとも、司法修習を終えた後、法律事務所の就職先が決まっていない者についても、人柄や能力が劣っているわけではなく、弁護士会で適切なアドバイスを受けた後には就職に至ることも多い。

- 利害を調整すべき場面というのは、伝統的な法律業務に限らず、社会に広く存在するから、利害調整力を学んだ法曹有資格者が果たすべき役割は大きい。法曹有資格者が社会に提供できる能力について、社会全体で認知度の向上に努めることが重要である。他方、法曹有資格者も、自らの利害調整力を発揮するため、より広い視野を養い、語学力や海外の生活面などでの環境適応能力を身に付ける努力をする必要がある。

- 事務所に就職をすることなく登録当初から独立して活動する弁護士（いわゆる即独弁護士）については、仕事を通じた訓練（OJT）を受ける機会の確保に課題がある。
 - 都市部であっても、司法過疎地であっても、埋もれた法的ニーズはまだまだ多く存在するが、その中には経済的裏付けのないものもたくさんあり、それらのニーズと弁護士をつなぐことが必要である。
 - 法律事務所で働く弁護士の業務についても、積極的な広報・広告活動の展開などを通じて、より拡大していく余地がある。
- (2) 企業における活動について
- 厳しい国際競争の中でのリスク管理等の観点から、法務部門を強化する必要性が言われる。もっとも、ビジネスの現場では、必ずしも細かな法律知識が必要なのではなく、ビジネスの総合的な流れに対する分析力や鋭敏なリスク感覚が必要であり、そのような能力を身に付けさせるため、大企業では、ある程度時間のかかる育成プログラムを設けているが、法曹有資格者がそのような能力を身に付けているわけではない。
 - 企業において、法的な職業倫理を負っている弁護士が存在することには価値があり、今後、具体的な数値目標の策定、法科大学院における企業内弁護士実務家教員の増加、若手企業内弁護士に対するプログラム等の整備を通じて、企業内弁護士を増加させていくことが有益である。
 - 中小企業では、社内で必要な人材を育成する余裕はなく、実業経験を重視して採用しているため、法務関係に限って弁護士を社内に置いておくニーズは乏しく、各案件ごとに個別に弁護士に依頼することが合理的である。
 - 法曹有資格者の企業での活用を広げるためには、弁護士会の諸制度（弁護士会費、委員会活動等）との関係も整理する必要がある。
- （企業内弁護士は、平成13年9月時点で64人であったのに対し、平成23年6月末日時点で588人に増加〔2011年版弁護士白書〕）
- (3) 公務における活動について
- これまで、国家公務員採用試験や任期付職員制度等により、法曹有資格者や法科大学院修了者を多数採用してきた。また、平成24年度から実施される新たな採用試験体系の中でも、司法試験合格者を対象とする総合職

試験の院卒者試験（法務区分）を新設した。今後とも、法曹有資格者や法科大学院修了者の有為な人材について、行政への関心を高め、公務に取り込んでいくことが重要である。

（任期付職員法に基づく法曹有資格者の採用は、平成１３年度で１０人であったのに対し、平成２３年度では１３９人に増加〔人事院資料〕）

(4) 地方公共団体における活動について

○ 東京都では、争訟案件だけでなく、政策形成能力を高めるとともに、専門性の高い法律実務等を的確に処理していくため、法曹有資格者の存在が不可欠であり、今後、法曹有資格者を計画的に確保し、かつ育成していくことが重要であると考えている。

○ 流山市では、独自条例の制定の動きが活発化し、その検討段階から市民参加の機運が高まる中、市民対応における法的課題が増加したことを背景に、弁護士を採用した。今後、地方公務員の任用制度との関係で、弁護士の任用が流動的になる可能性がある中で、事業の継続性の確保や、弁護士の安定的な確保のための仕組みが課題として存在する。

○ 地方公共団体における法曹有資格者の採用が進んでいないのは、自治体が弁護士に対してマイナスイメージを持っている点、その効果を測定し難い点、顧問弁護士との役割分担が不明瞭である点等にあると考えられることから、法曹有資格者の側で、採用へのアピールをする必要がある。

(5) 海外分野における活動について

○ 外務省としては、弁護士に、企業支援に関する政府と企業の仲介役を果たすとともに、国際的なルール作りにおいても、新たなルールの提案等の役割を果たしてもらうべく、弁護士の海外展開に関する戦略を策定する必要があると考えている。

○ 日本企業の海外（アジア）進出支援のための業務として、中小企業が求める基本的知識から全般的な法律業務を弁護士が担う必要性は高い。業務の内容としては、言語や資格の問題があることから、紛争解決業務の提供は困難であり、取引法務が中心となる。

(6) 労働分野における活動について

○ 労働分野において、労働者側から見た場合、働きがいのある人間らしい

仕事の実現に当たり、専門家として法曹の果たすべき役割は大きい。また、労使紛争の予防や自主的解決のためには、法曹が労働団体の職員として存在することが重要である。なお、労働審判事件が増加傾向にあることを踏まえ、その分野で法曹が活躍できる場の拡大につなげる観点からの方策を検討する必要がある。

(7) 消費者分野における活動について

- 消費者紛争に対する法的支援の必要性が増加していることに加え、特に小規模の自治体においては、消費生活相談に十分対応できる体制がとられていないところもあり、消費者紛争に関して弁護士に対するニーズは増すばかりである。消費生活センターと弁護士・公設事務所・弁護士会との連携の充実や、消費者問題についての若手弁護士への研修の充実が必要である。

(8) 隣接専門職種団体について

- 我が国に存在する弁護士以外の法律専門家の存在も考慮し、弁護士は、特に複雑困難な事件に対応できる専門的で豊かな法的素養を有する法律家と位置付け、司法書士は、市民に身近な法的問題の処理を担うものと位置付けることも、役割分担を明確にする上での一つの考え方である。また、国民の司法アクセスを向上させるためには、弁護士と司法書士の連携が必要である。

(9) 法科大学院修了者について

- 法科大学院を修了し、司法試験を3回受験してその受験資格を失ったが、他方、法学検定試験や法教育に関わる会社に就職したことから、法科大学院での教育が直接役に立っており、法科大学院で学んだことを社会に活かすことができていると考えている。

2 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。

- 国内の企業や団体等への法曹人材の活動領域の拡大を着実に進めていくことも、国内の訴訟担当者から課題解決者へと転換していく上で重要である。訴訟以外の場において法曹人材が活躍できる社会的仕組みをどのようにつくり上げていくのか、関係各省の連携とともに、官民が一体となって検討を進めていくことが大変重要である。

- 法曹有資格者の活動領域について、国民生活に密着した分野である消費者、労働、中小企業、更には国、自治体、国際機関、企業、その他の組織体に広げていくという努力をしてきたが、他方で、個々の取組の中では様々な壁にぶつかっている。
- 経済界においても、今後、法的サービスに対する需要が高まるものと認識しているが、例えば20年後を想定して、その需要がどの程度のものであるのかを検証することが必要である。
- 少子高齢化が進む中、求められる法的ニーズも変化していくことが予想されることから、法曹の活動領域も、訴訟分野から他の分野に広げていくことが重要である。
- ヒアリング結果によれば、法曹有資格者の活動領域が様々な分野に広がっていることが分かるが、今後、法曹有資格者自身がより積極的に活動領域の拡大に取り組むことが求められる。
- 法曹有資格者の活動領域の拡大を阻む一つの原因として、社会の法曹有資格者に対する固定観念が変わっていないことが考えられるため、法曹有資格者が果たすことのできる役割を具体的に提言し、これを実現するための仕組みを検討する必要がある。
- 法曹有資格者の海外展開については、政治、経済、文化等の幅広い分野において、司法制度改革審議会の検討当時から一段とグローバル化が進展したことを踏まえ、海外展開のための具体的な国家戦略、法整備、仕組みづくり等に向け、官民が一体となって取組を進めていく必要がある。
- 都市部でない地域における法的サービスについての日本司法支援センター（法テラス）等の役割は、今後ますます重要となると考えられることから、引き続きその活用を図る中で、都市部でない地域における法曹のニーズを考える必要がある。
- 「法の支配」をあまねく実現するためには、国家公務員だけでなく、地方公務員にも法曹有資格者が登用される制度も視野に入れる必要がある。今後ますます地方分権が進む中、行政に関わる案件のリスクが大きくなり、法曹有資格者が果たすべき役割は広がるのではないかと考えられる。
- 自治体等の公的機関において、適正な公務の遂行を図るため、争訟案件だ

けに限定することなく、専門性の高い法的実務を担う法曹有資格者の採用を大幅に拡大すべきである。

- 国が法曹としての資格を認定しても、就職時のミスマッチが生じる結果、社会に十分貢献できないという実態があり、検証の必要がある。もっとも、就職については、既存の法律事務所への就職のみならず、いわゆる即独弁護士のような形態で活動を始める者まで存在することも視野に入れながら議論することが必要である。
- いわゆる即独弁護士については、既存の法律事務所への就職がかなわず、やむを得ず即独弁護士の形態で活動を始めた者が増えてきていることに留意すべきである。また、即独弁護士については、仕事を通じた訓練（ＯＪＴ）を受ける機会を確保するための体制整備についても検討する必要がある。
- 法律家が例えば行政で活動する、あるいは企業で働くことは、単なる就職ではなく、法曹というものの持つべき質・コアが社会の中で求められているという観点から推奨されるべきものであり、この質・コアが何か、プロフェッションとしての法律家に求められる価値について議論する必要がある。
- 法科大学院修了後の人材活用について、法曹の素養を身に付けた人材をどのように社会に送り出していくかも、法科大学院の在り方を検討する上で考えなければならない視点である。
- 法曹をどう使うのかということについて国としての戦略を持ち、これを踏まえて、法曹の数をどうするのかということも考える必要がある。
- 弁護士の基本的な職責は、民事・刑事その他の裁判手続の中で、当事者の権利擁護のためにその役割を果たすということにあり、法曹の活動領域の検討に当たっては、裁判関連分野は、その重要な構成要素として、この分野における活動の拡充に向けた検討が必要である。

（法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果）

法曹が多様な分野で活動しやすくするための方策を検討する必要があるとされ、例えば、官公庁、地方自治体や企業等において一定数の法曹有資格者の採用を義務づける、司法試験合格後に司法修習を経なくても弁護士資格を付与されるための期間を短縮する、司法試験の実施時期を法科大学院修了前の３月に前倒しする、司法修習の終了時期（１１月）を企業等の一般的な採用時期（４月）に合わせる、司法修習生が一定条件の下で勤務先を退職せずに従前の身分を維持した

まま修習を受けることができるようにする、司法修習生に対する採用活動の在り方を見直す等の指摘及び意見があった。

もっとも、これらの指摘等については、実際の需要の有無にかかわらず企業等に法曹有資格者の採用を義務づけるのは国民の理解を得られない、司法試験の実施時期を前倒しすることは、法科大学院修了者に受験資格を付与するという新たな法曹養成制度の枠組み自体を変えることとなる上、法科大学院での教育課程の更なる短縮を招くことになり妥当でない、現在の司法修習の時期（１１月から１年間）は可能な限り司法試験の合格発表（９月）から不要な待機時間を設けないように配慮されており合理的である、効果的な司法修習を行うには修習専念義務等の一定の制約の下、全力で修習を行う必要があるといった意見があった。

第2 今後の法曹人口の在り方

【本論点の説明】

司法制度改革審議会意見書では、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想され、その対応のためにも、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題であるとして、法曹人口増大の必要性が指摘された。今後の法曹人口の在り方について、法曹有資格者の活動領域の拡大状況や、これからの我が国社会における法曹の役割、法曹に対する社会の需要をも踏まえ、様々な角度から検討を行う必要がある。

【本論点の検討状況】

- ・ 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - 今後の法曹人口の在り方については、20年、30年後の状況にも耐え得る内容を検討しなければならず、その際には、我が国において将来人口が減少し、人口構造が変化することも踏まえつつ、法曹有資格者が今後どの分野にどの程度拡大していくことができるのか、また、拡大していくべきであるのかを検討する必要がある。
 - 今後の法曹人口の在り方を議論する際には、法曹養成制度の在り方と関連しつつ、法曹の活動領域の拡大状況、法曹需要、国民の司法アクセスの状況等の問題も踏まえて、総合的に検討すべきである。
 - 国民にとって身近な司法となっているかを見るため、例えば、東日本大震災の中で法曹が果たした役割を、国民の視点で検証する必要がある。
 - 今後、日本の人口が減少していくことは事実だが、我が国では、近時、予想を超えたグローバル化が進み、アジア諸国も台頭し、ますます競争が激化していることから、競争力を高める観点からも、法曹を戦略的に育てていくことが重要である。
 - これまでの法的環境、経済的な実態、社会構造が大きく変化する中で、従来の延長線のみで将来の構図を描いてよいのかを検討する必要がある。
 - 我が国の社会を取り巻く環境が変化する中、法曹の活動領域は拡大し、それに見合う法曹人口も必要になると考えられる。他方で、達成すべき時期を

明確にしつつ単年度の司法試験合格者数の目標を掲げることは、社会の実相に見合わないものとなりかねないところがある。努力目標として、一定数の法曹人口の増加を視野に入れながら、様々な政策を考えていくことは必要であるが、一定の時期を限って合格者数の数値目標を設定するという発想で法曹人口をとらえることについては無理がないかということも検討しておく必要がある。

- 法曹人口や司法試験合格者数については、従来、法曹三者だけで議論されてきたこともあり、増加が実現されてこなかったことから、司法制度改革審議会では、明確な数値目標を立てて改革を推進することが重視されたものである。
- 今後の法曹人口の在り方を検討するに当たっては、この間の急激な法曹人口の増加が、どのような効果を生み、どのような問題を生じさせているのかについて検証する必要がある。

（法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果）

法曹の役割について、審議会意見は、今後の法曹は、訴訟を軸とした紛争解決・予防だけでなく、企業・団体、中央官庁、地方自治体、国会、国際機関など、社会の各分野における課題を解決する多様な役割が求められるとしており、これと同様の立場から、これまで法曹が十分に活躍してこなかった分野においても法曹の需要は多大に存在しているとして、今後とも法曹人口を大幅に増加させる必要があるとの意見が示されている。

なお、法曹と隣接法律専門職との関係については、法曹人口の大幅な増加と法曹の役割を拡大する取組みが進められる中で総合的に検討する必要があるとの意見があった。

以上と異なり、社会における法曹の役割については、審議会意見が必ずしも十分に勘案していなかった様々な隣接法律専門職の存在をも踏まえて、法曹とそれらとの連携と分担の在り方を考慮して検討する必要があるとの指摘がある。また、法曹需要についても、審議会意見が予想したような需要の増加は根拠がなく、既に弁護士の供給は過剰となっており、質を確保する上でも問題があるとの指摘もある。

これらの立場からは、法曹人口についても、大幅に増加させる必要はないとの指摘がされている。

いずれにせよ、法曹養成制度の在り方については、これら種々の意見が指摘する点も考慮に入れた上で、法曹に求められる役割と活動領域の拡大の状況や、司法・法曹に対する需要、国民の司法アクセスの状況等を踏まえた法曹人口の在り方と関連して、総合的に検討することが必要である。

第3 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成制度の理念と現状

(1) プロセスとしての法曹養成

【本論点の説明】

新たな法曹養成制度は、法科大学院を中核として、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させたプロセスにより法曹を養成することを目指したもの。

これに対し、司法試験や予備試験の受験資格の在り方等に対して様々な指摘もあることから、プロセスとしての法曹養成について検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- ・ 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - プロセスとしての法曹養成制度を取り入れた結果、法科大学院において、ソクラティックメソッド等による双方向性の議論を重視した授業が実践され、学生に物事の本質や判断の分岐点を考えながら学習を積みせるようになるなど、司法試験という点のみにより選抜がされていた従来の制度よりも、非常に優れた制度であると考えられる。
 - プロセスによる法曹養成は、試験中心ではなく、専門的教育を十分に受けたものを法曹として養成していくという、日本の教育に新しい価値観をもたらす非常にチャレンジングな取組であり、優れた人たちもたくさん育てている一方、法科大学院の中には、一部に、体制が不十分なところもあるため、プロセスによる法曹養成の意味合いを確認しつつ、法科大学院の体制を理念に沿うよう再編成する必要がある。
 - 法科大学院間の格差が広がり両極化している現実を踏まえ、特に問題のある一部の法科大学院に対しては厳しい措置を講ずることもあり得る。ただ、一部に問題のあることを基に一般化して議論をすると、制度そのものへの誤解を招くことになりかねないため、プロセスによる法曹養成の思想自体は堅持した上、改めるべきところを改める必要がある。
 - プロセスとしての法曹養成は、ある程度ゆとりのある中で、多様な社会現象に対応できるような制度を目指したものと考えられるが、現状では、一部の法科大学院生であるが、司法試験の突破に苦労するあまり、プロセスとし

ての法曹養成が機能している姿が見られない。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

新たな法曹養成制度は、司法試験という点のみでの選抜による従来の制度のもとでは、受験競争が過度に激化して受験生の間に受験技術優先の傾向が顕著になっており、司法制度改革が目指す質・量ともに豊かな法曹を養成するシステムとして問題があるとされたことから、法曹養成に特化した専門的教育機関としての法科大学院を新設し、これを中核として司法試験と司法修習とを有機的に連携させるシステムとして構想された。この趣旨から、新司法試験の受験資格を原則として法科大学院修了者のみに制限することとしたが、他方において、経済的事情等により法科大学院を経由しない者にも法曹になる途を確保するため、予備試験を設けて、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ、その合格者にも新司法試験の受験資格を認めることとしている。そして、予備試験の運用については、法科大学院修了者と予備試験合格者との間の競争の公平性を確保するために、両者の司法試験合格率を均衡させるとともに、予備試験合格者が法科大学院修了者と比べて不利に扱われることのないようにする旨の閣議決定がなされている（「規制改革推進のための三か年計画（再改定）」（平成21年3月31日））。

これに対し、法科大学院を中核とする制度の枠組み自体を批判するとともに、予備試験こそが受験者の多様性を確保するための重要な制度であるとする立場から、予備試験の科目数等を簡素化・簡易化して受験生の負担を軽減するべきであるとの指摘や、上記のような新司法試験の受験資格制限を撤廃して、法科大学院を新司法試験の受験資格とは無関係なものと位置付けるべきであるとの指摘もされている。

これに対しては、これらの指摘は新たな法曹養成制度の趣旨に反するもので、不適切であり、予備試験は、その導入の趣旨を踏まえて実施すべきであるとの意見があり、さらに、法科大学院を中核とするという新たな法曹養成制度の趣旨や、経済的事情等により法科大学院を経由しない者にも法曹になる途を確保するという予備試験の趣旨にかんがみれば、法科大学院の学生には受験を認めないなど予備試験をより限定的なものにしたり、実施延期や廃止を検討すべきであるとの指摘もある。また、経済的事情等がないのに、法科大学院での教育を受けることをスキップして、試験のみで法曹資格を得ようとする「超特急組」が予備試験受験者・合格者の多数を占めることにならないかとの意見があった。

このように、司法試験の受験資格を法科大学院修了者と予備試験合格者に認めている新たな法曹養成制度の枠組み自体についても種々の意見が存在する。

第3 法曹養成制度の在り方 1 法曹養成制度の理念と現状 (2) 法曹志願者の減少
--

【本論点の説明】

新たな法曹養成制度が導入された当初に比べると、法曹志願者が年々減少しており、現状のままでは、法曹の質を維持しつつ、その大幅な増加を図るという所期の理念の実現は困難ではないかという懸念が示されているとともに、法曹志願者減少の要因についても、様々な見方があることから、法曹養成制度の在り方の検討に当たっては、法曹志願者の減少の観点からも検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- ・ 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - 毎年の司法試験合格者数が頭打ちで、司法試験合格率が低迷するとともに、弁護士の就職難等が指摘される一方、数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要することなどから、法曹を目指すことのリスクを回避するため、法曹を志願しなくなる者が増えている現状にあると考えられる。
 - 法曹志願者の減少を議論するに当たっては、単に新しい法曹養成制度が始まった当初の人数と比較するのではなく、法曹志願者数の多寡を論ずる基準について、検討する必要がある。
 - 新しい法曹養成制度の導入以前に、既に過酷な司法試験受験競争状態にあったことから、優秀な人材が法曹を志望しなくなるという強い懸念があった。新しい法曹養成制度が導入された当初は、その趣旨に沿うように、多くの多様な志願者が集まったのに、その後減ってきているということが問題なのであり、新制度になったがために志願者が減ったということではない。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

法科大学院志願者減少の要因は、新司法試験の合格率が低迷していることにあり、優秀な人材が法曹を目指すようにするためには、新司法試験の合格者を増加させ、合格率を引き上げるのが有効であるとの意見があった。

この意見に対しては、どのような層の志願者が減少しているかが問題であり、果たして、既修

コースの修了者の半数が卒業した年に新司法試験に合格できるという現状が優秀な人材にとって法曹となることが困難な状況といえるのか、優秀な人材が法曹を志願しなくなっているとすれば、それはむしろ、弁護士の就職難などを背景として、法曹の魅力や資格としての価値が薄れており、法科大学院進学による経済的・時間的負担が見合わないと考えられているからであるとの見方もできるのではないかとの意見や、新司法試験は、法曹となろうとする者に必要な学識・能力の有無を判定することを目的とする資格試験であり、政策的に合格者数を決定できる枠組みとはなっていない上、必要な学識・能力を備えた受験者が増えているか否かを問わず、政策的に合格者数を増加させることが法曹のユーザーである国民から容認されるのかとの意見があった。

第3 法曹養成制度の在り方
1 法曹養成制度の理念と現状
(3) 法曹の多様性の確保

【本論点の説明】

司法制度改革審議会意見書では、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため、法科大学院には学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要があるとされた。しかし、法科大学院の志願者が大幅に減少する中で、法学部の学生以外の志望者も減少しており、司法制度改革の理念の実現に支障が生じているとの問題点も挙げられていることから、法曹養成制度の在り方の検討に当たっては、法曹の多様性の確保の観点からも検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- ・ 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - 多様性の確保の理念が実現していないのは、残念なことである。様々な経験を有する者が法曹となるのは重要なことであり、これを実現するための方策を検討していくべきである。法曹を志願することを躊躇する原因の一つとして、司法試験の合格率が低いことがあると考えられることから、多様性を確保する観点からも、合格率の上昇に資するような方策を検討することが重要である。
 - 第3の1(2)に記載している法曹を志願しなくなる者が増えている原因は、特に志願者の多様性を確保することの阻害要因として顕著なものであると考えられる。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

法科大学院の志願者が大幅に減少する中で、法学部の学生以外の志望者も減少しており、多様な人材を多数法曹に受け入れるとの理念の実現に支障が生じている。

第3 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成制度の理念と現状

(4) 法曹養成課程における経済的支援

【本論点の説明】

司法修習生に対する経済的支援の在り方については、本フォーラムにおける検討結果を第一次取りまとめとして整理したところであるが、法科大学院生について、経済的支援の充実が必要であるとの指摘があることから、法曹養成課程における経済的支援について検討が必要である。

【本論点の検討状況】

1 第一次取りまとめにおける整理

「個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方」について検討した結果、司法修習生に対する経済的支援の在り方として、①貸与制を基本として、②十分な資力を有しない者を対象に、貸与された修習資金の返還期限について猶予措置を講ずるべきであるとした。

2 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。

○ 法科大学院生に対する経済的支援については、授業料の減免に加え、無利子・低利子で20年返済の奨学金制度があり、更に無利子奨学金の成績優秀者（上位3割）は奨学金の返還も減免されるほか、法科大学院の授業料が相対的に高額であることをも考慮し、通常の大学院生よりも増額が可能とされているなど、既に充実した支援が希望者全員になされていることを十分踏まえる必要がある。

○ 法科大学院に対する経済的支援については、法曹を目指す者に限らず、人材の育成はあらゆる分野で共通の課題であるため、一部の職種のみ優遇するのは公平でない。また、法科大学院修了後に法曹となった者は、本フォーラムにおける経済状況調査によれば、弁護士6年目の平均所得額が1073万円であるように相対的に収入が高いことから、これ以上法科大学院生に限定して優遇措置を講ずることには、一般的な理解が得られないと考えられる。

○ 法科大学院生に対する経済的支援の在り方については、専門職大学院を含めた学生全体に対する支援の枠組みの中で検討すべきであるが、法科大学院

については、法曹資格取得の前提であり、法曹志望者はこの課程を経なければならない点に特徴があることにも留意する必要がある。また、法曹の収入に関する指摘については、法曹人口拡大等の状況の中で、今後とも大きく変化していく可能性があることも考慮されるべきである。

- 法科大学院生は、他の分野よりも授業料が高額であることに不満を抱いている上、標準修業年限を過ぎると奨学金をもらえなくなることもあって、支援の柔軟化等の検討が必要であると考えられる。

（法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果）

法科大学院生の経済的負担を軽減するため、経済的支援（奨学金等）の充実が必要であるとの意見があった。

第3 法曹養成制度の在り方
2 法科大学院について
(1) 教育の質の向上

【本論点の説明】

法科大学院における教育の質の向上を図るため、入学者選抜の在り方、法科大学院における成績評価及び修了認定の在り方、質の高い教員の確保等について、改善方策を検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

1 これまでの文部科学省等における取組

法科大学院においては、平成21年4月中央教育審議会法科大学院特別委員会の報告（以下「特別委員会報告」という。）等を踏まえ、入学定員の見直しによる競争性の確保や適性試験の合格最低基準点の導入といった入学者の質の確保、共通的な到達目標の導入や成績・進級判定の厳格化といった修了者の質の確保のための取組等がなされてきた。その結果、入学者に関しては、平成23年度までに、ピーク時に比べ、総入学定員は約2割減少するとともに、実入学者数は競争倍率の確保による入学者の質の確保の取組等により約4割減少し、修了者に関しては、厳格な成績評価・修了認定の実施により、標準修業年限での修了率は平成18年度の80.6%から平成23年度には73.6%になっている。

2 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。

- 適性試験について、どの程度機能を果たしているのかを検証可能にするような関係者による情報開示が必要である。なお、適性試験の検証に当たっては、個々の法科大学院の中だけで成績との相関等を見るのではなく、適性試験受験者全体について相関性を検証する必要がある。
- 教員の選考基準についても、単に研究者や実務家としての能力のみによるのではなく、教育能力をもどのように評価するのかを視野に入れて検討する必要がある。
- 法科大学院の教員については、法科大学院に相応しい教育を行うことができる人材の確保が不可欠である一方、個々の教員の授業等の負担が従前より

もかなり大きくなっていることや、若手教員の育成・補充が容易でないなどの深刻な問題があり、法科大学院の質の向上を図る上で、教員を継続的に養成し得る仕組みとなるよう体制の整備を図る必要がある。

- 法曹の専門性強化のためには、法科大学院における多様な専門教育の充実が不可欠であり、法科大学院の在り方を検討する際には重要視すべき項目である。特に、最近の弁護士活動のグローバル化や訴訟以外の活動領域の広がりといった変化に合わせて、英語での授業の強化や、幅広い視座を養成する機会を与えるなど、カリキュラムの一層の工夫が必要である。
- 3 なお、法科大学院教育について、関係者からは次のような意見を聴取した。
 - 法科大学院の教育においては、①多角的な側面から一つの事象を検討することで法的能力を涵養すること、②双方向で議論することや、自分の議論の筋道を立てて相手を説得すること、③多人数の前でプレゼンテーションすること、④リーガル・クリニック等を通じて実務的な体験をすること、⑤一部の法科大学院では英語による授業や交換留学制度を通じて国際化対応能力を涵養すること等が行われ、また、⑥多様なバックグラウンドを持つ学生から様々な経験を学ぶ機会にもなっている。
 - 法科大学院は、利害特定能力、利害調整能力、論理的説得能力という社会のあらゆる場面で機能する、価値の高い能力を学ぶ場となっている。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

- 法科大学院教育における問題点・論点として、次の点が挙げられる。
 - ・ 一部の法科大学院において、入学者選抜の競争性が不十分であり、入学者の質の確保に問題がある。
 - ・ 新司法試験の合格率が著しく低迷している法科大学院があり、また、一部の法科大学院において、厳格な成績評価及び修了認定を行っていない。
 - ・ 一部の法科大学院において、質の高い教員を確保できていない。
- 文部科学省において、法科大学院特別委員会報告に基づき、法科大学院教育の質の向上を目指した取組みを実施しているところであり、今後も、これを強力に推進する必要がある。

特別委員会報告は、各法科大学院が、自主的に入学定員の見直し等の改善措置を講じることを求めているが、法科大学院特別委員会が実施した各法科大学院の改善状況に関する調査の結果によれば、一部に、真摯に見直しを行っておらず、法科大学院として求められるレベルの教育ができていない法科大学院が存在しており、各法科大学院において一層の改善が求め

られる。

ワーキングチームにおいては、特別委員会報告及び文部科学省の取組みに関して、入学者の質を確保するためには、入学試験における競争性の確保（競争倍率2倍以上の確保）及び適性試験の改善（統一的な入学最低基準点の設定）が重要である、質の高い教員を確保するため、各法科大学院におけるFD（ファカルティ・ディベロップメント）の充実、教員養成体制の構築が必要であるとの意見があった。

第3 法曹養成制度の在り方
2 法科大学院について
(2) 定員，設置数

【本論点の説明】

法科大学院教育における問題点・論点の存在などに鑑み、法科大学院の入学定員の更なる見直しについて検討する必要があるとともに、教育の改善が進んでいない法科大学院について、統廃合を含む組織見直しについて検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

1 これまでの文部科学省等における取組

法科大学院においては、特別委員会報告等を踏まえ、入学定員の縮減や競争倍率の確保により、入学者の質の確保に向けた取組がされてきた。その結果、平成23年度までに、ピーク時に比べ、入学定員については約2割、実入学者数については約4割減少した。また、競争倍率については、2倍未満の法科大学院が平成22年度の40校から平成23年度の19校へと改善されている。

文部科学省では、深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進するため、司法試験合格率や競争倍率を指標として、公的支援の見直しを実施している。（平成24年度の予算執行から6校の大学院について公的支援の減額を実施する予定。）

2 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。

○ 法科大学院の中には、体制が不十分なところもあるため、プロセスによる法曹養成の意味合いを確認しつつ、法科大学院の体制を理念に沿うよう適正な規模に再編成する必要がある。また、法科大学院間の格差が広がり両極化している現実を踏まえ、特に問題のある一部の法科大学院に対しては厳しい措置を講ずることもあり得る。

すなわち、法科大学院の定員削減や統廃合について、これまでの文部科学省等における取組を通じて一定の努力が行われてきたが、その取組だけでは限界があることから、法令上の措置も含めて、より一層実効的に行うための方法としていかなるものがあるのかを更に検討する必要がある。

○ 法科大学院は、かつての受験技術優先の学習への反省から、大きく教育内

容・方法を転換させるものとして新たに創設されたものであるが、法科大学院の教育の質について、司法試験合格率を客観的な指標として測らざるを得ない現状の下で、司法試験の合格率のみを過度に強調していくと、司法試験の合格を第一に考える危険性が高い。現在、法科大学院への実入学者数は減少しつつあり、想定される適正な司法試験合格者数を検討の上、これに比べて、全体として入学定員が適正であるかどうかという点については、中長期的な視点から検証を行う必要がある。

- 地方における司法過疎の解消のためには、地方に有能な人材を一人でも多く残す必要があることなどからも、法科大学院の定員削減や統廃合の検討に当たっては、全国適正配置についても配慮すべきである。
- 全国適正配置に配慮することは理念として重要であるが、地方の法科大学院について、司法試験合格率や入学者数等の観点から極めて厳しい状況にあるところが多く、また、現に法科大学院が存在していない県が相当数ある現状を踏まえると、単に地方にも所在すべきであるとの発想ではなく、理念の実質的な達成を目指して、地方の法曹志願者の教育の機会を確保していくという発想に切り替えていくべきである。また、道州制の議論のような地域単位を念頭に置いた議論をすることも必要であると考えられる。
- 地方の法科大学院によっては、統廃合に困難を伴うところもある上、その学校のいわば象徴として法科大学院を置いていたり、所在地域の弁護士会に当該法科大学院の修了生が相当数所属するなど、一つのモデルとしての存在価値もあることから、法科大学院の統廃合を進めるに当たっては、合理的な根拠がないとうまくいかないのではないかとと思われる。
- 定員の多い大規模な法科大学院についても、定員を削減していくことも検討する必要がある。
- 法科大学院の総定員数を削減する必要があるからといって、単純に定員の多い法科大学院について定員を削減しようとする、良質な教育を受ける機会を奪うことにもなりかねないことにも配慮すべきである。

（法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果）

- ワーキングチームにおいては、法科大学院教育において問題点・論点が存在することなどに

かんがみると、法科大学院の入学定員の更なる見直しが必要であるとの意見が大勢を占めた。

そして、平成２２年度の入学者選抜における競争倍率が２倍未満の法科大学院が４０校も存在し、また、実入学者の総数も総入学定員に比して７８７人少なかったことなども踏まえて、特に問題点を抱える法科大学院は、その入学定員の削減を進めるべきであるとの意見があった。

この意見に対しては、審議会意見は、設置基準を満たした法科大学院は認可し、広く参入を認めるべきものとしたのであり、その趣旨を踏まえて議論すべきではないかとの意見があった。

- また、入学定員の削減については、基本的には、各法科大学院の自主的な取組みに委ねるのが相当ではないかとの意見があった。

この意見に対しては、新たな法曹養成制度の現状が理念に沿ったものとなっていないのは、法科大学院の設置数及び総入学定員が多すぎることで大きな要因であるから、各法科大学院の自主性に委ねるのではなく、教育の質が確保できず、教育成果の挙がっていない法科大学院については、在学生の教育の機会を担保した上で、退場してもらうルールを作る必要があるのではないかとの意見があった。

- 教育内容や教育体制に多くの課題を抱えているにもかかわらず、改善が進んでいない法科大学院に対して、統廃合を含む組織見直しを促す必要があることについては異論はなかったが、法曹界に多様な人材を受け入れるという理念や地元に着した法曹の養成という観点から、地方にも法科大学院が必要であり、法科大学院の全国適正配置に十分配慮すべきであるとの意見があった。

この意見に対しては、地方の法科大学院の中にも、質の高い教員の採用その他教育の質の確保という点で問題があり、新司法試験の合格実績も著しく低く、法曹を養成するという法科大学院の設置目的を十分に果たせていない法科大学院があることなどから、現実的な方策としては、むしろ、地方の法曹志願者については、法科大学院教育を受けるための財政的支援の充実を図るべきではないかとの意見があった。

また、法科大学院の統廃合を含む組織見直しを実効的に促進するために、認証評価を活用すべきであるとの指摘や、平成２２年３月に法科大学院特別委員会が提言したとおり、新司法試験の合格実績を十分に挙げていない法科大学院について財政的支援の見直し（国立大学法人運営費交付金・私学助成金を削減すること）や人的支援の中止（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（以下「派遣法」という。）に基づく裁判官及び検察官の教員としての派遣要請に応じないこと）といった措置を検討すべきであるとの意見があった。

第3 法曹養成制度の在り方
2 法科大学院について
(3) 認証評価

【本論点の説明】

認証評価については、各認証評価機関の間で評価にばらつきがあり、評価内容についても、形式的な評価にとどまっているものもあるとの問題点が挙げられており、認証評価の在り方について検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

1 これまでの文部科学省等における取組

認証評価について、法科大学院が初めて認証評価を受けた結果、3つの認証評価機関での評価の方法・内容にばらつきがある、評価項目によって形式的な評価にとどまっているなどの課題が生じたことから、平成22年に文部科学省令を改正し、新司法試験の合格状況を含む修了者の進路に関する事項を新たな評価項目として追加するとともに、評価方法について、法曹養成の基本理念を踏まえ、特に重要と判断した項目の評価結果を勘案しつつ、総合的に評価するなど、適切な適格認定を行うことができる評価方法となるようにし、各認証評価機関においても、この改正内容を踏まえて評価基準を改めたところであり、今後、2回目の認証評価が行われる予定。

2 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。

- 認証評価の在り方を検討するに当たっては、認証評価の成果がどのように表れ、生かされているかの情報が提供される必要がある。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

法科大学院教育の問題点の1つとして、認証評価については、各認証評価機関の間で評価にばらつきがあり、評価内容についても、形式的な評価にとどまっているものもあると挙げられている。

第3 法曹養成制度の在り方 2 法科大学院について (4) 法学未修者の教育

【本論点の説明】

法学未修者の司法試験合格率が法学既修者のそれと比べて低いことなどを背景として、法学未修者に関する教育の在り方について様々な意見があるため、法学未修者の教育について検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

1 これまでの文部科学省等における取組

特別委員会報告等を踏まえ、平成22年に文部科学省令を改正し、法学未修者1年次の法律基本科目の履修登録単位数を6単位まで増加可能とするとともに、主要な法律基本科目及び法律実務基礎科目について、法科大学院修了者が共通的に備えておくべき能力の到達目標を設定する、成績・進級判定を厳格化するなどの取組を行ってきた。

2 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。

- 法学未修者が1年間で法学既修者と同じレベルになるという想定で教育を受けさせる仕組みには無理があり、法科大学院のカリキュラムの在り方について、何らかの形で見直す必要がある。
- 現在の司法試験の科目数、出題の範囲、問題の質、評価の基準を前提とすると、法科大学院入学後初めて法律を学修する法学未修者が、3年間の学習で司法試験に対応することは困難である。
- 現行の法学未修者3年、法学既修者2年という仕組みは、絶対的で確定的なものとしてつくられたものではないのであるから、この枠組み自体をも含めて見直す必要があるかの検討をすることも考えられる。
- 一口に法学未修者と言っても、法学部出身者も多く含まれる一方、純粋な法学未修者もいるなど様々な者がいる上、純粋な法学未修者でも、トップクラスになる者もいる一方で、法学になかなか適合せず時間を要する者もいるなど、習得の進度についても人それぞれであるため、法学未修者の教育期間を単に長くすればよいという問題ではなく、個人の特性に合わせて柔軟なメ

ニューを用意していく必要がある。

- 法学未修者教育については、学生の自学自習を支援する個別サポートの体制を図ることも考えられる。
- 法学未修者の中に多数の法学部出身者がいること自体、法学未修者コースの本来の趣旨から外れているように思われるが、法律を全く勉強していなかった純粋な法学未修者が、法科大学院に入学できる枠を狭めることのないようにする必要がある。
- 法学未修者の選抜は難しく、広く入学させて、プロセスの中で進級認定・修了認定を厳しくして絞り込んでいくという方法も一つの考え方である。ただし、この場合にも、法科大学院に入学したものの、修了すらできない人たちを大量に作り出すことについて、どのように対処すべきかとの問題はある。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

- 法学未修者の最終合格率・短答式試験合格率は、いずれも法学部出身者が非法学部出身者を下回っていることや、多様性の拡大のために法学部以外の学部出身者や社会人等に門戸を開くという法学未修者コースの本来の趣旨からすると、法学未修者は、非法学部出身者に限定し、その教育内容を充実させるのが相当ではないかとの意見があった。

この意見に対しては、各大学の法学部の形態は多様であり、法学部出身者であっても、法律学の修業程度に差異があることに留意する必要があるとの意見があった。

- 現在のように、法学未修者が1年間で法学既修者のレベルに追いつくという制度設計にはそもそも無理があるのではないかとこの観点から、法科大学院の入学者を法学既修者に限定し、法学未修者は、大学卒業後に再度法学部3年次などに入学（いわゆる学士入学）し、法律学の基礎的な教育を受けた上で法科大学院に進学させるという制度も考えられるのではないかとこの意見があった。

この意見に対しては、法学未修者教育の充実のため、平成22年3月に専門職大学院設置基準が改正され、法学未修者1年次における法律基本科目の6単位程度増加を可能とするなどの措置が講じられたことから、その改善状況を見定める必要があるのではないかとこの意見や、法学未修者は、3年間で法学既修者のレベルに追いつけばよいのであり、それは、共通的な到達目標を適切に設定するとともに、教育内容の充実を図ることで可能なのではないかとこの意見、3年間で法学既修者を凌ぐ成果を挙げている法学未修者もいるのだから、一律に学士入学を強いるのではなく、必要に応じて長期履修を認めるなど、法科大学院教育の柔軟化で対応すべきではないかとこの意見があった。

- 特別委員会報告のとおり、法学未修者1年次における成績評価・単位認定及び2年次への進級判定は厳格に行われる必要があり、法学未修者（特に社会人）が自己の客観的な到達水準

を認識し、自らの進路を検討する機会を与えるという観点からも、法学未修者が2年次に進級する際、全法科大学院統一の試験を実施してはどうかとの意見があった。

この意見に対しては、各法科大学院のカリキュラムは各法科大学院が創意工夫により編成するものであり、授業科目の学年配置などが異なるため、全法科大学院統一の試験の実施は難しいのではないかと意見があった。

- 法学未修者教育の充実のため、1年次法学未修者について、全法科大学院統一のテキストを作成し、教育能力が高い教員による授業を全国配信してはどうかとの意見があった。

この意見に対しては、授業の全国配信は、法科大学院における教育方法について、「少人数教育を基本とし、双方向的・多方向的で密度の濃いものとすべきである。」とした審議会意見と相容れないのではないかと、各法科大学院がそれぞれの教育理念・目標の下に自主性・創造性を持ってカリキュラムを編成し、実施していくという基本理念にそぐわないのではないかと意見があった。

- 質の高い教員を確保するため、教員の授業について、一定期間経過後にインターネット上で公開し、外部から検証できるようにしてはどうかとの意見があった。

この意見に対しては、各大学（法科大学院を含む。）は、ピアレビューによる評価や教育の質の確保のために必要な情報公開を行っており、認証評価機関による評価も行われているため、そのような形での各授業の公開までは必要ではなく、適切でもないとの意見があった。

第3 法曹養成制度の在り方

3 司法試験について

(1) 受験回数制限

【本論点の説明】

司法試験の受験回数制限について、撤廃又は緩和すべきであるとの意見があることから、検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- 1 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - 受験回数制限制度は、旧司法試験の下での過度の受験競争状態の解消を図るとともに、プロセスとしての法曹養成制度を導入する以上、法科大学院における教育効果が薄れないうちに司法試験を受験させる必要があるとの考え方から導入したものであり、合理的な制度である。
 - 現行の受験回数、期間の妥当性はともかく、20歳から30歳代は、人生で最も様々なものを吸収できる、あるいは吸収すべき世代であり、本人に早期の転進を促す一つの機会とする意味で、一定の制限には十分に合理性がある。
 - 現在の司法試験合格率が低迷する状況や司法試験を受け控える受験生がいる現状を勘案すると、5年間に5回まで受験できるように緩和すべきである。もっとも、受験回数制限制度を撤廃することは、旧制度下における受験競争を招くことになりかねず、法科大学院を中核とする法曹養成の理念を損なうこととなる。
 - 受験期間を制限することは必要であると思われるが、受験生ないし一般人からすると、受験回数を3回に制限する根拠が納得できないのではないかとと思われる。
 - 受験回数制限を緩和すると、一見、受験者の合格する確率が上がるように見えるかもしれないが、全体の司法試験合格率は確実に低下し、5回受けても各受験者が合格する確率が上がるわけではないから、受験者のためになるものではなく、司法試験合格率の向上を図るための制度改善を図ることとの整合もつかないと考えられる。むしろ、司法試験合格率について、修了1年

目が最も高く、年数を経るにつれて低下していき、特に４年目以降は著しく低いことからすれば、５年間に５回受験できるようにするのではなく、受験期間を３年間に短縮し、その間に３回受験できるようにすることも選択肢としてあり得る。

○ 法曹を目指して司法試験を受験するかどうかは、本人が決めるべきことであるし、受験者が３回よりも多く受験することを認めることにより、どのような不都合が生じるのかが不明である。

２ なお、法科大学院修了者からは、受験によるストレスの負担の限界や、将来の転進を図りやすくする観点から、現行の制度に反対ではない、受験期間を設ける必要はある一方、回数制限を設けることは過度のプレッシャーにつながるものである、これらは個人的な意見であり、別の意見を持つ法科大学院修了者もいるとの意見を聴取した。

（法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果）

新司法試験には法科大学院修了又は予備試験合格後、５年間に３回という受験回数制限が設けられているが、現状の合格率を考えると、この制限を撤廃又は緩和（５年間に５回程度）すべきとの意見があった。

この意見に対しては、新司法試験の受験回数制限を撤廃すると、不合格者が滞留して合格率が大幅に下がり、司法制度改革以前の過度の受験競争の再現につながり、「プロセス」としての法曹養成制度の趣旨を踏まえて受験回数制限を課すべきとした改革の意義を無に帰しかねず、適切でないとの意見があった。

第3 法曹養成制度の在り方 3 司法試験について (2) 方式・内容

【本論点の説明】

司法試験の出題内容は、各科目とも法科大学院での教育内容を踏まえたものとなっていると評価されているとの意見もある一方、旧司法試験に比して科目数が増えていること等から受験者の負担が重いため、試験の方式及び内容について、科目数や出題範囲等を限定し、負担を軽減すべき等の意見もあり、これらの点について検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- ・ 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - 司法試験の実施に当たっては、中立性・公正性を確保する観点から、司法試験委員会の下で、必要な学識経験を有する司法試験考査委員が専門的知見に基づいて出題内容を決定し、合格者判定も行っている。そのような仕組みの下で、そもそも、本フォーラムで出題内容の難易度や合格者判定それ自体の可否を議論することは難しい。もっとも、新たな法曹養成制度の下での司法試験合格者に求められる専門的な学識・能力の内容や程度について、司法試験考査委員の間での共通の認識を形成することは重要であり、これに資するための議論をすることは有益である。
 - 現行の仕組みを前提にすると、本フォーラムの場で司法試験の内容について踏み込んで議論することが難しいことは確かであるが、現在の司法試験の在り方が法科大学院教育との連携という観点から見て本当に適合的なものかどうかなど、確認を要する点があり、現状を所与のものとして合格者の数や質を議論することには疑問がある。
 - 新司法試験の合格者の属性を見ると法学既修者が多く、試験にも有利とのデータとも言えると思われるため、司法試験の科目や出題範囲について、法学未修者に不利にならないよう、法学未修者に配慮した検討が必要である。
 - 法学未修者対策として、単に司法試験の科目や出題範囲を軽減しても、法学未修者だけでなく、法学既修者の負担も軽減されることになるため、そう

単純な問題ではない。

- 司法試験については、短答式試験・論文式試験のいずれについても、法科大学院で学んだことを適切に評価できるような試験として実施される必要がある。論文式試験については、限られた時間で論点を要領よくまとめることが必須であるというメッセージを発しているとすれば改善の必要がある。短答式試験についても、知識偏重の傾向になっているとすれば改善の必要がある。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

新司法試験の出題内容は、各科目とも法科大学院での教育内容を踏まえたものとなっており、概ね理念に沿ったものであると評価されているとの意見がある一方で、次のような問題点があるとの意見等があった。

- 新司法試験は、旧司法試験に比して科目数が増えており、試験時間も長時間であること等から、受験者にとって負担が重い、短答式試験については、解答時間に比して問題数が多すぎることや、過度に細かな知識を問う内容となっており、特に法学未修者にとって不利であるとの意見があった。また、法学既修者と法学未修者との合格率の差、特に短答式試験の合格率の差が拡大していることが問題であるとの指摘がある。

これらの立場からは、改善策として、短答式試験の問題数を削減し、さらには対象とする科目数又は出題範囲を限定すべきではないかとの意見や、論文式試験については、法科大学院における3年間の学修の到達点を試験するにふさわしいものとするため、その出題内容や一定の試験時間内に求める解答内容などについて見直すべきであるとの意見があった。

これらの意見に対しては、新司法試験で問われているのは法曹となろうとする者に必要な基本的な知識・能力であり、法科大学院課程を通じてこれを確実に修得することが求められているとの指摘がある。また、最終合格に必要な論文式試験の平均点が年々下がっており、平成21年について見ると、短答式試験の合格に必要な成績は満点の6割程度で、直近修了者のうち法学既修者の短答式試験合格率が9割弱(87.9%)に及んでいることからすれば、受験者にとって過度な負担とは言い難いとの意見があった。さらに、新司法試験の問題を現状以上に易化させるのは不相当であり、法科大学院に対する教育的メッセージとしての効果を考えると、新司法試験の問題は、あるべき法科大学院教育を踏まえたものとすべきであるとの意見があった。加えて、法学既修者と法学未修者との差については、法律に関する試験である以上、法科大学院課程を通じて十分な知識・能力を涵養できない者が法学未修者の中により多くいることはやむを得ないと考えられるし、同じ法学既修者あるいは法学未修者の中でも、法学部出身・非法学部出身による違いがあり、あるいは、法科大学院によるばらつきが大きく、単純に法学既修者・法学未修者と区別することは適当ではないとの意見があった。

なお、法曹となろうとする者に必要な基本的知識・能力とは何かという点について、関係者間で共通の理解を得た上で、新司法試験の内容等について議論すべきとの意見があった。

- 新司法試験の内容は、法廷実務家のみでない多様な法律家を養成するという理念に沿っていないのではないかとの指摘がある。この立場からは、新司法試験の問題に訴訟以外の手段による課題解決のケースも加えるべきではないかとの意見があった。

この意見に対しては、新司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士になろうとする者に必要な学識・能力の有無を判定することを目的とする資格試験であり、資格試験としての性質上、その合格者は、多様な活動に従事するにせよ、その資格に基づいて活動するに足る知識・能力を最低限備えている必要があるという意見や、訴訟にかかわる具体的事例が出題の題材となっていたとしても、新司法試験で問われているのは法曹となろうとする者に必要な基本的な理解・能力であり、多様な分野で活動する場合であっても、共通して身に付けておくべき内容であるとの意見があった。さらに、企業法務などの専門的な業務に従事するとしても、持続的・発展的にその業務を行っていくためには、個別の専門的な分野の特殊な知識よりも、憲法、民事法（民法・商法・民事訴訟法）、刑事法（刑法・刑事訴訟法）といった基本法を確実に修得していることが必要であるとの意見があった。

第3 法曹養成制度の在り方 3 司法試験について (3) 合格基準・合格者決定
--

【本論点の説明】

司法試験の合格基準・合格者決定について、合否判定の在り方について見直す必要があるのではないか等の意見がある一方、何が適正な合格水準かについて様々な見解があって合否判定の在り方などで求める工夫もそれらのいずれの見解に立つかによって異なり得るとの意見があるとともに、合格基準に関する情報を公表すべきではないかとの意見がある一方、司法試験に求められる判定の在り方からしてそもそも一義的に合格基準を示すことが可能なのか、また、情報の充実化は図られているとの意見もあり、これらの点について検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- ・ 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - 司法試験の実施に当たっては、中立性・公正性を確保する観点から、司法試験委員会の下で、必要な学識経験を有する司法試験考査委員が専門的知見に基づいて出題内容を決定し、合格者判定も行っている。そのような仕組みの下で、そもそも、本フォーラムで出題内容の難易度や合格者判定それ自体の可否を議論することは難しい。もっとも、新たな法曹養成制度の下での司法試験合格者に求められる専門的な学識・能力の内容や程度について、司法試験考査委員の間での共通の認識を形成することは重要であり、これに資するための議論をすることは有益である。
 - 司法試験の合格基準・合格者決定については、その性質上、外部の一般的な意見にさらすことにはなじまない。むしろ、受験生が迷い道に入ることがないように、司法試験において、その問題が何を問い、どのような内容・水準の答案を求めているのかについて、情報発信をしっかりとしていくことが、教育的効果の観点からも重要である。
 - 現行の仕組みを前提にすると、本フォーラムの場で司法試験の内容や合格者判定の在り方について踏み込んで議論することには限界があるものの、合格者決定の在り方（合否ラインの設定の仕方等）が果たして合理的なものか

など、確認・検証を要する点があり、現状を所与のものとして合格者の数や質を議論することには疑問がある。

- 司法試験の合格者判定において、従前の合格者と同じような程度、質を求めているようにも思われるが、従前と同じような程度、質についての考え方で合格者を判定することが新しい制度に向いているのかどうかには疑問があるため、司法制度改革の目的について共有した上で、新しい法曹養成制度の下における合格者判定の在り方の大きな方向性について、可能な範囲で情報の提供を求めつつ、議論する必要がある。
- 司法試験の合格者判定において、法曹としての資質を適切に判断する必要があることは従前と変わらないのではないかという観点からも、新しい法曹養成制度の下における合格者判定の在り方の大きな方向性について、可能な範囲で情報の提供を求めつつ、議論する必要がある。
- 司法試験審査委員については、法曹としての資質を適切に判断することができる人が就く必要があるが、法科大学院における教育の趣旨や内容について十分な理解をもって合否の判定に当たることができる人を選任するような観点も重要であると考えられる。

（法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果）

○ 適正さ

現在の合否判定は、受験者の専門的学識・能力の評価を実質的に反映した合理性のあるものになっているか疑問とする余地があり、合格者数が低迷しているのは合格レベルに達しない受験者が多かったからだとして直ちに断定することはできず、合否判定の在り方についても見直す必要があるのではないかと、法曹になるために最低限必要な能力は何かという観点から合格水準について検討すべきではないかと、新たな法曹養成制度の下で司法試験合格者に求められる専門的学識・能力の内容や程度について、審査委員の間に共通の認識がないのではないかと、新司法試験の審査委員には、法科大学院での教育やその趣旨についての理解が十分でないまま、旧来の司法試験と同様の意識や感覚で合否の決定に当たっている者も少なくないのではないかと疑われるとの意見があり、また、この立場から、審査委員の選任や審査委員会議の在り方等について工夫してはどうか（例えば、審査委員代表者を中心にする少人数の作業班により答案の質的レベル評価を反映する合格ラインの決定を行う等）との意見があった。

他方で、新司法試験の合格者である司法修習生の中にも、基本法の基礎的な知識・理解が不十分な者がいるとの指摘がされていることなどから、新司法試験の合否判定が慎重かつ厳格になされることが求められるとの指摘がある。もっとも、これに対しては、それはむしろ筆

記試験による選別の限界を意味し、司法修習の過程を通じた更なる選別の必要を示すものであり、そのような指摘は当たらないとの意見もあった。

さらに、何が適正な合格水準かについては様々な意見があり、現在の合格水準の適正さについても、高すぎる、低すぎる、あるいは適正であるとの様々な見解があり、合否判定の在り方などの手続面で求める工夫もそれらのいずれの見解に立つかによって異なり得るとの意見があった。

○ 明確性・透明性

新司法試験の合格基準や合格者数の決定プロセスが不明確であり、受験者や法科大学院への情報提供が不十分ではないか、情報が明らかになっていないため、その適正さについて検証することができない、との意見があり、この立場から、合格基準に関する情報を公表すべきではないかとの意見があった。

この意見に対しては、新司法試験に求められる判定の在り方からして、そもそも一義的に合格基準を示すことが可能なのかという意見があった。また、従来から、試験問題、短答式試験の正答、論文式試験の出題の趣旨、考査委員による採点実感等に関する意見、考査委員のヒアリング結果が公表されている上、受験者本人に成績通知がなされており、旧司法試験に比べて情報の充実化が図られているところ、これらは教育・学習への重要な示唆となるとの指摘がある。

第3 法曹養成制度の在り方
3 司法試験について
(4) 予備試験制度

【本論点の説明】

司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）については、予備試験を受験者の多様性を確保するための重要な制度であるとする立場から、予備試験の科目数等を簡素化・簡易化して受験生の負担を軽減するべきであるとの指摘があり、制度の実施状況を踏まえつつ、この点を検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- ・ 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - 予備試験は、経済的理由などにより法科大学院に行けない人や、法律関係業務に長年携わった経験から一定の法的素養が既に備わっていると認められる人などについて、例外的に、法科大学院を経由せず法曹資格を得る途を残そうという趣旨で設けられたものだが、法令上その受験資格が限定されていないため、法科大学院で教育を受けるべき者がそれをバイパスとして利用する傾向が著しくなれば、予備試験制度が本来想定していた上記の人たちがはじき出されてしまうおそれが強いため、その観点からの検証が必要である。
 - 法科大学院制度への批判がある中、法曹志願者の多様性を確保するため予備試験を拡大すべきであると指摘されることもあるが、適切ではない。新たな法曹養成制度においては、法科大学院の入学者選抜に当たり、非法学部出身者や社会人を広く受け入れることにより多様性を確保することとされたのであるから、そのような者が法科大学院を経由して法曹の道に進むことができるような措置を検討すべきであって、予備試験についても、受験資格要件を設けることが望ましいが、それが無理なのであれば、補完的な役割を果たすとの趣旨に沿った運用がされるべきものである。
 - 予備試験制度の目的に沿った受験資格要件を設けることが困難であるとすれば、司法試験の受験資格としては、法科大学院修了者以外に予備試験合格者にも認められていることを正面から認めた上で、法科大学院は、授業内容や成果により、法曹志願者に付加価値を提供し、法科大学院に進学して学修

した方がよいと思われるように、その魅力を高めていく必要がある。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

新たな法曹養成制度は、司法試験という点のみでの選抜による従来の制度のもとでは、受験競争が過度に激化して受験生の間に受験技術優先の傾向が顕著になっており、司法制度改革が目指す質・量ともに豊かな法曹を養成するシステムとして問題があるとされたことから、法曹養成に特化した専門的教育機関としての法科大学院を新設し、これを中核として司法試験と司法修習とを有機的に連携させるシステムとして構想された。この趣旨から、新司法試験の受験資格を原則として法科大学院修了者のみに制限することとしたが、他方において、経済的事情等により法科大学院を経由しない者にも法曹になる途を確保するため、予備試験を設けて、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の趣旨を損ねることのないよう配慮しつつ、その合格者にも新司法試験の受験資格を認めることとしている。そして、予備試験の運用については、法科大学院修了者と予備試験合格者との間の競争の公平性を確保するために、両者の司法試験合格率を均衡させるとともに、予備試験合格者が法科大学院修了者と比べて不利に扱われることのないようにする旨の閣議決定がなされている（「規制改革推進のための三か年計画（再改定）」（平成21年3月31日））。

これに対し、法科大学院を中核とする制度の枠組み自体を批判するとともに、予備試験こそが受験者の多様性を確保するための重要な制度であるとする立場から、予備試験の科目数等を簡素化・簡易化して受験生の負担を軽減するべきであるとの指摘や、上記のような新司法試験の受験資格制限を撤廃して、法科大学院を新司法試験の受験資格とは無関係なものと位置付けるべきであるとの指摘もされている。

これに対しては、これらの指摘は新たな法曹養成制度の趣旨に反するもので、不適切であり、予備試験は、その導入の趣旨を踏まえて実施すべきであるとの意見があり、さらに、法科大学院を中核とするという新たな法曹養成制度の趣旨や、経済的事情等により法科大学院を経由しない者にも法曹になる途を確保するという予備試験の趣旨にかんがみれば、法科大学院の学生には受験を認めないなど予備試験をより限定的なものにしたり、実施延期や廃止を検討すべきであるとの指摘もある。また、経済的事情等がないのに、法科大学院での教育を受けることをスキップして、試験のみで法曹資格を得ようとする「超特急組」が予備試験受験者・合格者の多数を占めることにならないかとの意見があった。

このように、司法試験の受験資格を法科大学院修了者と予備試験合格者に認めている新たな法曹養成制度の枠組み自体についても種々の意見が存在する。

第3 法曹養成制度の在り方 4 司法修習について (1) 法科大学院教育との連携

【本論点の説明】

司法修習について、法科大学院教育との連携の在り方を踏まえて検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- ・ 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - 司法修習と法科大学院における教育との連携の在り方について、法科大学院と司法修習の位置付け、役割分担や実務修習への導入の在り方を踏まえた検討が必要である。
 - 新しい法曹養成制度においては、実務的なスキルを身に付けることよりも、基本的な実務的能力の基礎を固めることに全体としての目標があり、その中で、基本的・理論的な部分は法科大学院が担い、それを実際の事件に適用していく基礎的能力は司法修習が担うということで、実務修習を担当する関係者の理解も進んできている。
 - プロセスとしての法曹養成制度である以上、各法曹養成過程の連携を十分図る必要がある。
 - 従前の司法修習における前期修習を法科大学院がすべて代替するという前提には立っておらず、そうすることは現実にも困難である。他方、いわゆる即独弁護士を増加を背景として、法曹としての初期OJTの必要性が高まってきていることもあり、その双方との連携を視野に入れて司法修習の在り方を考える必要がある。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

法科大学院における法律実務教育の内容は、法科大学院の間で格差があるにもかかわらず、これを補う機会のないまま、司法修習の最初から実務修習が行われる点に問題があるとして、実務修習の開始前に導入的な研修を行うべきであるとの意見があった。また、法律実務基礎教育は法科大学院において適切に行われるべきものであり、これが不足しているとすれば、法科大学院における教育に問題があるのではないかと意見もあった。

これらの意見に対しては、法科大学院における実務教育を従来の司法修習における前期修習を代替するものと位置付けるのは誤解であり、実際にも、それを完全に代替するようなものとすることは、法科大学院のカリキュラム構成上、可能でなく適切でもないとの指摘があり、法科大学院における実務教育と司法修習の役割分担を明確にすべきではないかとの意見があった。

また、司法研修所では、法科大学院との定期的な意見交換や実務基礎教育の留意点に関する資料の公表等により、法科大学院教育との連携を図っており、今後の実務基礎教育の充実が期待され得ることや、司法研修所等が実施している分野別実務修習開始時の導入的な教育及び分野別実務修習により、集合修習の前までに大部分の司法修習生が相応の水準に達していることから、実務修習開始前に導入的な研修を行う必要性はないのではないかとの意見があった。

第3 法曹養成制度の在り方

4 司法修習について

(2) 司法修習の内容

【本論点の説明】

新しい時代の多様なニーズに即した法的サービスを提供する法曹を養成するものとしてふさわしい司法修習の内容について、検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- ・ 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - 司法修習については、かなり以前より、法廷実務に特化した内容だけでなく、汎用的な能力を身に付けるためのプログラムが用意されるとともに、例えば、文書作成についても、単なる文書の書き方に関するスキルを修得するためだけではなく、それに求められる基本的な視座をも踏まえ、文書を構成し、説得力を持たせるといった観点から指導がされるようになってきていることについて、認識する必要がある。その上で、今後、社会経済情勢が変化し、価値観が多様化していく中で、より幅広い活動領域を求められるようになっている弁護士のニーズにどう対応していくのかについて、検討する必要がある。
 - 司法修習においては、法廷実務のみならず、法曹の活動領域拡大に対応する幅広い分野での実務導入の研さん・トレーニングを行うことも検討するべきであり、1年の修習期間で、その間の実務修習や就職準備への対応などにも慌ただしく、その内容が希薄化されているのではないかと指摘があることも踏まえ、修習の位置付けや内容について検証し、必要な方策を検討する必要がある。
 - 二回試験について、出題内容や合否についての情報がもう少し提供されるべきである。

(法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにおける検討結果)

- 現在の司法修習が法廷実務を修得することを主たる内容としており、多様な法律家を養成するという理念に沿わないものとなっているとして、司法修習においては訴訟実務に限らずそ

れ以外の課題解決についても研修内容とすべきではないかとの意見があった。

この意見に対しては、現在の司法修習は、法廷実務に限らず、企業や行政官庁等を含めた幅広い活動をするための共通の基礎を修得させることを重視しているほか、選択型実務修習として、企業法務等、訴訟実務以外の法律実務分野を内容とする修習も行われており、多様な法律家を養成することが視野に置かれているとの意見があった。

- 選択型実務修習等について、当初の理念どおりに機能していないとの指摘があることを踏まえ、その在り方を検討すべきではないかとの意見があった。

この意見に対しては、選択型実務修習は、新しい時代の法曹として、多様な法的ニーズに柔軟に対応していくための素地を涵養する貴重な機会ではないかとの意見や、選択型実務修習の在り方等の修習の内容については、運用の問題として外部有識者も含む司法修習委員会において更に検討していくべきではないかとの意見があった。

- 二回試験について、その内容が適切なものであるか否かの検証が可能となるように、試験問題と、少なくとも出題趣旨を公表すべきであるとの意見があった。

この意見に対しては、二回試験は、外部委員も含めた司法修習生考試委員会において、法曹に必要な最低限の資質・能力を有しているかという観点から、必要な検証がされ得るシステムになっているし、考試記録は実際の事件を基に作成されていて、プライバシーの観点からの配慮が必要になるなどの問題があり、考試記録等の公表は困難ではないかとの意見があった。

第3 法曹養成制度の在り方 5 継続教育について

【本論点の説明】

司法修習を終えて法曹となった者に対する継続教育の在り方についても、検討する必要がある。

【本論点の検討状況】

- ・ 本論点に関連して、次のような意見が述べられた。
 - 司法制度改革審議会の意見書において、法曹の継続教育について触れられていることから、司法修習を終えて法曹となった者に対する継続教育の在り方について、法科大学院がどのような役割を果たすのかや、弁護士となる者に対する弁護士会での取組も含め、検討する必要がある。
 - 現在の司法修習の役割、機能を踏まえ、司法修習を終えた後、法曹としての質を更に高めるため、継続教育が必要であると考えられる。

法曹の養成に関するフォーラム 検討経過

開催日	主な議事
【第1回～第5回】 平成23年5月25日 平成23年6月15日 平成23年7月13日 平成23年8月4日 平成23年8月31日	○ 次の各事項について検討 (1) 個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方 (2) 法曹の養成に関する制度の在り方 ○ 平成23年8月31日、第一次取りまとめ (1)について：①貸与制を基本とした上で、②十分な資力を有しない者を対象に、貸与された修習資金の返還期限について猶予措置を講ずる。 (2)について：それまでの意見交換の結果を整理し、引き続き検討を行う。
【第6回】 平成23年10月24日	○ 今後の進め方について ○ 在るべき法曹像についての意見交換
(平成23年12月13日) (平成24年1月20日)	○ 法科大学院視察 ・早稲田大学法科大学院，東京大学法科大学院を視察
【第7回】 平成24年1月27日	○ 司法試験，予備試験，二回試験結果報告等 ○ 意見交換
【第8回～第11回】 平成24年2月7日 平成24年2月27日 平成24年3月13日 平成24年3月19日	○ 関係者からのヒアリング，委員からの説明 ・弁護士（法律事務所，法テラス勤務） ・企業法務関係（企業内弁護士，企業関係者） ・国家公務員関係（人事院） ・企業の業務展開（外務省，海外勤務弁護士等） ・地方公共団体（東京都，流山市） ・隣接法律専門職種関係者（日本司法書士会連合会） ・その他（法科大学院修了者，弁護士業務改革関係者） ・労働関係，消費者関係 ○ 質疑応答，意見交換
【第12回～第14回】 平成24年4月13日 平成24年4月24日 平成24年5月10日	○ 論点の整理に向けた意見交換 ・法曹有資格者の活動領域の在り方について ・今後の法曹人口の在り方について ・法曹養成制度の在り方について ○ 総務省から政策評価についてヒアリング ○ 現状把握及び意見交換を踏まえた論点整理の取りまとめ

法曹の養成に関するフォーラム 構成員名簿

(平成24年5月10日現在)

【関係政務等】	竹歳	誠	内閣官房副長官
	大島	敦	総務副大臣
	滝	実	法務副大臣
	藤田	幸久	財務副大臣
	高井	美穂	文部科学副大臣
	中根	康浩	経済産業大臣政務官
【有識者】			(敬称略)
座長	佐々木	毅	学習院大学法学部教授
			(五十音順)
	伊藤	鉄男	弁護士(元次長検事)
	井上	正仁	東京大学大学院 法学政治学研究科・法学部教授
	岡田	ヒロミ	消費生活専門相談員
	翁	百合	株式会社日本総合研究所理事
	鎌田	薫	早稲田大学総長・法学学術院教授
	久保	潔	元読売新聞東京本社論説副委員長
	田中	康郎	明治大学法科大学院法務研究科教授 (元札幌高等裁判所長官)
	南雲	弘行	日本労働組合総連合会事務局長
	萩原	敏孝	株式会社小松製作所特別顧問
	丸島	俊介	弁護士
	宮脇	淳	北海道大学公共政策大学院長
	山口	義行	立教大学経済学部教授
関係機関	小林	宏司	最高裁判所事務総局審議官
オブザーバー	林	眞琴	最高検察庁総務部長
	若旅	一夫	日本弁護士連合会法曹養成検討会議委員